

## 東北大学 21世紀COE研究支援者実施要項

平成14年12月2日 総長裁定

### (趣旨)

1. この要項は、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)により、本事業の遂行に必要な研究員等の研究や教育を支援する者等(以下、「COE研究支援者」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

2. COE研究支援者の名称は、次のとおりとする。

- (1) COEフェロー
- (2) 事務補佐員(COE)
- (3) 技術補佐員(COE)
- (4) ティーチング・アシスタント(COE)
- (5) リサーチ・アシスタント(COE)

### (身分)

3. COE研究支援者の身分は、一般職の非常勤職員とする。

### (職務内容)

4. COE研究支援者は、21世紀COE拠点リーダー(以下「拠点リーダー」という。)及び同事業推進担当者(以下「担当者」という。)の指示のもとに、当該研究拠点形成事業の遂行に専念するものとする。

### (対象者)

5. COE研究支援者になることのできる者は、担当者以外の研究者、大学院博士課程後期3年の課程、医学履修課程及び歯学履修課程に在籍する学生、もしくは当該研究拠点形成事業の遂行に必要な能力を有すると認められる者とする。

ただし、原則として、他の職についている者及び日本学術振興会の特別研究員に採用されている者は除くものとする。

### (選考)

6. COE研究支援者の選考は、拠点リーダー及び担当者が行うものとする。

### (任期)

7. COE研究支援者の任期は、当該会計年度の研究拠点形成費の交付決定後から当該年度の3月30日までの期間内とする。

ただし、継続が内約されているものについては、4月1日からの雇用が可能である。

なお、年度の途中で何らかの理由により、拠点形成事業が廃止される場合は、廃止期日までに給与の支払いが完了できる期間までとする。

### (任免及び給与)

8. COE研究支援者の任免及び給与等については、別に定めるところによる。

(勤務時間)

9. COE研究支援者の勤務時間は、1週間当り40時間を超えない範囲とする。

ただし、ティーチング・アシスタント(COE)及びリサーチ・アシスタント(COE)については、1週間当り30時間を超えない範囲とする

(特許権等の取扱い)

10. COE研究支援者が当該事業に従事した期間に生じた発明に係る特許権等については、発明の生じた時点における東北大学の規程の定めるところによる。

(研究成果の公表)

11. COE研究支援者が当該事業に従事した期間に得た研究の成果を公表する場合は、当該拠点リーダーの同意を得た後に行うものとする。

(学生への配慮)

12. 拠点リーダー及び担当者は、本要項により大学院博士課程に在籍する学生を任用する場合、当該学生の学業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

また、日本育英会の奨学金の貸与条件及び税法上の扶養条件にも配慮しなければならない。

附 則

この要項は、平成14年11月1日から実施する。